

議会基本条例へ新たな取組も追加！

—（議会諮問会議答申）—



答申書の手交

平成30年度の議会基本条例諮問会議は、調査審議を求める2項目と確認を求める3項目について諮問され、3回（5月14日、8月6日、10月9日）の諮問会議を経て、11月1日に答申書が村山会長より溝部議長に手渡されました。

○諮問された5項目の答申内容は次のとおりです。

1. 調査審議を求める事項

(1) 議会評価（平成29年度分）の検討

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、「これまでの諮問会議の答申を反映した評価内容等になっており、概ね適正に行われていると考える。今後も適正な評価となるよう期待する。」との答申を受けました。

(2) 議会基本条例全体の検討

議会基本条例第28条の規定に基づく、基本条例の見直しについては、条例施行後10年を迎え、新たな議会改革の取組条文の追加、現状に即した文言の整理、削除等、各条文の改正についての答申を受けました。

2. 確認を求める事項

(1) 議会基本条例の見直し検討による行動計画の確認について

平成29年度の取り組み状況を確認していただき2項目についての意見がありました。

① 整理No.4 広報・広聴活動の充実

懇談会等で町民から出された意見をどう生かしているのか、出された意見は、町側へ伝えるだけでなく、一般質問すべきではないか。

② 整理No.9 一般質問の充実

複数の議員が同じような内容の一般質問を行っていたことがあるが、質問の内容が重複しないような検討が必要ではないか。

(2) 議会費の標準額の見直しについて

平成24年度に決定した「議会費の標準額」は、5年が経過し算定根拠の見直しや新たな経費の発生などから、現状に合わせた標準額の見直しを行い、内容について確認をいただき標準額を決定しました。

※新たな「議会費の標準額」は、次のページに掲載しています。

議会費の標準額 4,355千円

■「標準とすべき額」は、平成24年度の決定事項に基づき、平成30年度当初予算の議会費を5区分に分類し、比較的裁量に幅のある費目（区分C・D）について、適正な議会活動を維持するための必要最小限の経費としました。

施設投資的経費については、経常的な経費でないので、新たな区分Eとし、対象費目としないこととしました。

- ・区分A：条例等があり算定根拠もあるもの。
- ・区分B：条例等はあるが算定基準がないもの。
- ・区分C：条例等はないが算定根拠があるもの。
- ・区分D：条例等はなく算定基準もないもの。
- ・区分E：施設投資的経費。

平成24年度標準額 3,184千円

平成30年度標準額 4,355千円

増減 1,171千円の内

(主な増：政務活動費540・議会だより233)

【平成30年度 議会費の分類】 当初予算総額79,277千円

《支出根拠=条例等》

ある

(単位：千円)

(A) 条例等があり算定根拠もあるもの。

①議員歳費等	43,629
②職員給与費	23,630
③諮問会議委員報酬等	87
④管内議長会等負担金	359
⑤議員公務災害補償組合負担金	69
⑥四町議員連絡協議会負担金	115
⑦臨時職員賃金	2,706
計	70,595

(B) 条例等はあるが算定基準がないもの。

- ・該当するものはありません。

《算定基準》

ある

ない

(C) 条例等はないが算定根拠があるもの。

①政務活動費	1,200
②委員旅費	101
③普通旅費	707
④視察研修旅費	573
⑤職員旅費	160
⑥同行旅費	107
計	2,848

(D) 条例等はなく算定基準もないもの。

①専門的審査・調査謝金	100
②交際費	200
③消耗品費	300
④追録代	11
⑤購読料	33
⑥食糧費	15
⑦議会だより印刷製本費	686
⑧インターネットサーバースペース使用料	40
⑨議会インターネット中継回線使用料	122
計	1,507

ない

(E) 施設投資経費(対象外経費)。

①議会中継システム更新事業費	1,106
②議場等音響設備更新事業費	3,221
計	4,327

標準とすべき額 (C) + (D) =

4,355千円